

社会資本整備推進会議設置要綱（改正案）

第1 設 置

道財政の危機的状況や国の公共投資縮減の動きなど厳しい財政状況を踏まえ、将来の北海道に必要な社会資本整備を着実に推進するためには、今後、より一層、効果的・効率的に進めていく必要がある。

このため、社会資本整備に関し、全庁的視点に立った調整などを行っていく必要があり、事業実施部・財政当局・総合政策部計画局計画推進課等による庁内横断的な検討の場として、「社会資本整備推進会議」（以下、「会議」という）を設置する。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 効果的・効率的な社会資本整備等の推進に関すること
- (2) 国費予算要望・提案への対応に関すること

第3 組 織

- 1 会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 会議には座長を置き、総合政策部計画局計画推進課社会資本・強靱化担当課長をもって充てる。

第4 会 議

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 会議には、次のとおり専門部会を設置し、運営に関する規定は別に定める。

(1) PPP／PFI 推進会議

道におけるPPP／PFIの推進を担い、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。

(2) インフラ長寿命化推進会議

道における公共施設等の老朽化対策の推進を担い、別表3に掲げる職にあるものをもって構成する。

- 3 会議には、必要に応じ会議の所掌事項を補佐する作業チームを置くことができる。
- 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 その他

- 1 会議の庶務は、総合政策部計画局計画推進課において処理する。
- 2 会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。
- 3 本会議は、令和6年3月31日を経過したとき、社会情勢の変化や開催実績を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年9月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年9月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年7月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年6月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年12月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年5月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月 日から施行する。

別表 1

所 属	構成員の職
総務部	総務課長 財政課長
総合政策部	総務課長 政策局参事 地域戦略課長 計画推進課長 計画推進課社会資本・強靱化担当課長
環境生活部	総務課政策調整担当課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長 農村設計課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長
出納局	総務課長
企業局	総務課長
道立病院局	病院経営課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長

別表 2

所 属	構成員の職
総務部	総務課長
総合政策部	総務課長 計画推進課社会資本・強靱化担当課長
環境生活部	総務課政策調整担当課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長 計画管理課長
出納局	財務指導課長
企業局	総務課長
道立病院局	病院経営課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長

※財政課課長補佐（オブザーバー）

別表 3

所 属	構成員の職
総務部	<u>総務課長</u> 財産課長 財政課長 <u>法人団体課</u> 大学法人 <u>担当</u> 課長
総合政策部	総務課長 政策局参事 地域戦略課長 市町村課財政担当課長 科学技術振興課長 計画推進課社会資本・強靱化担当課長
環境生活部	総務課 <u>政策調整担当</u> 課長
保健福祉部	総務課政策調整担当課長
経済部	経済企画課長
農政部	農政課長 農村設計課長
水産林務部	総務課企画調整担当課長
建設部	建設政策課長 建築保全課長
出納局	総務課長
企業局	総務課長
道立病院局	病院経営課長
教育庁総務政策局	教育政策課長
警察本部総務部	会計課長 施設課長
交通部	交通規制課長

PPP／PFI 推進会議の運営要領（改正案）

第1 趣 旨

「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、令和4年5月 日改正）第4の第2項の規定に基づいて設置するPPP／PFI 推進会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 北海道PPP／PFI 手法導入優先的検討規程（以下「規程」という。）に関する
こと
- (2) 道のPPP／PFI（「建築物又はプラントの整備等に関する事業」または「利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」に該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業（以下、「規程の対象事業」という。）に係るもの）の推進に関する
こと
- (3) 市町村のPPP／PFI（規程の対象事業に係るもの）の導入促進に関する
こと
- (4) PFI法に基づく道の個別事業の導入支援に関する
こと

第3 組 織

- 1 会議には座長を置き、総合政策部計画局計画推進課社会資本・強靱化担当課長をもって充てる。
- 2 総合政策部計画局計画推進課は、道のPPP／PFI 事業（規程の対象事業に係るもの）に関する総合的な窓口となるPPP／PFI 総括担当部局としての役割を担う。

第4 会 議

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「PPP／PFI 推進ワーキングチーム」を設置する。
- 3 「PPP／PFI 推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 PFI 支援チーム

- 1 会議には、PFI法に基づく道の個別事業の推進・実施に関する支援を担う「PFI 支援チーム」を設置することができる。
- 2 「PFI 支援チーム」の設置・運営に関する規程は別に定める。

第6 その他

会議の庶務は、PPP／PFI 総括担当部局において処理する。

別表

所 属	構成員の職
総務部	<u>総務課課長補佐（総務）</u>
総合政策部	総務課課長補佐（調整） 計画推進課課長補佐（社会資本整備）
環境生活部	総務課課長補佐（政策調整）
保健福祉部	総務課課長補佐（政策調整・危機管理）
経済部	経済企画課課長補佐（政策調整）
農政部	農政課課長補佐（企画）
水産林務部	総務課課長補佐（政策調整）
建設部	建設政策課課長補佐（建設政策） 計画管理課課長補佐（計画）
出納局	財務指導課課長補佐（企画）
企業局	総務課課長補佐
道立病院局	病院経営課課長補佐（予算・企画）
教育庁総務政策局	教育政策課課長補佐（政策企画）
警察本部総務部	会計課課長補佐（予算）

※財政課課長補佐（オブザーバー）

P F I 支援チームの設置・運営要領

第1 趣旨

この要領は、「PPP／PFI 推進会議の運営要領」第5の第1項に基づいて設置するPFI 支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置・運営に関して必要な事項を定める。

第2 所掌事項

- (1) 個別のPFI 事業の推進・実施に当たっての手続きに関すること
- (2) その他個別のPFI 事業の推進に当たっての支援に関すること

第3 設置・運営

- 1 支援チームは、PPP／PFI 推進会議のもとに、必要に応じて個別の事業ごとに設置する。
- 2 支援チーム設置の可否については、個別のPFI 事業を実施する部局（以下「事業実施部局」という。）がPPP／PFI 総括担当部局と協議の上、判断する。
- 3 支援チームは、事業実施部局が招集する。

第4 構成員

支援チームは、次のような専門的分野の担当係長等で構成する。（構成員の専門分野は当該事業の内容により異なるため、事業実施部局が適切な部署を指定する。）

- ・ 事業実施部局の課長補佐（主幹）（主宰）及び係長（主査）
- ・ 技術系部門担当係長（主査）
- ・ 契約・出納部門担当係長（主査）
- ・ 財産管理部門担当係長（主査）
- ・ PPP／PFI 総括担当部局係長（主査）
- ・ その他必要な専門分野の関係係長（主査）
- ・ 委託したアドバイザー業者

第5 その他

支援チームの庶務は、事業実施部局において処理する。

インフラ長寿命化推進会議の運営要領（改正案）

第1 趣 旨

「社会資本整備推進会議設置要綱」（平成15年6月1日施行、令和4年5月 日改正）第4の第2項の規定に基づいて設置するインフラ長寿命化推進会議（以下「会議」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議にて決定）に基づき北海道が策定するインフラ長寿命化計画及び「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日、総務大臣通知）により策定の要請を受けた公共施設等総合管理計画に関すること
- (2) その他、インフラ長寿命化に係る施策の推進に関すること

第3 組 織

会議には座長を置き、総合政策部計画局計画推進課社会資本・強靱化担当課長をもって充てる。

第4 会 議

- 1 会議は、座長が招集する。
- 2 会議には、会議の所掌事項を補佐するため、「インフラ長寿命化推進ワーキングチーム」を設置する。
- 3 「インフラ長寿命化推進ワーキングチーム」は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 座長は、必要に応じ構成員以外の者に出席を求めることができる。

第5 その他

会議の庶務は、総合政策部計画局計画推進課において処理する。

別表

所 属	構成員の職
総務部	<u>総務課課長補佐（総務）</u> 財産課主幹（エネルギー管理） 財政課主幹（財政再建） <u>法人団体課主幹（大学法人）</u>
総合政策部	総務課課長補佐（調整） 政策局主幹（政策企画） 地域戦略課課長補佐（地域戦略） 市町村課課長補佐（財政） 科学技術振興課主幹（道総研） 計画推進課課長補佐（社会資本整備）
環境生活部	総務課課長補佐（政策調整）
保健福祉部	総務課課長補佐（政策調整・危機管理）
経済部	経済企画課課長補佐（政策調整）
農政部	農政課課長補佐（企画） 農村設計課主幹（社会資本）
水産林務部	総務課課長補佐（政策調整）
建設部	建設政策課課長補佐（建設政策） 建築保全課課長補佐（ストックマネジメント）
出納局	総務課課長補佐（総務）
企業局	総務課課長補佐
道立病院局	病院経営課課長補佐（予算・企画）
教育庁総務政策局	教育政策課課長補佐（政策企画）
警察本部総務部 交通部	会計課課長補佐（予算） 施設課課長補佐（施設計画） 交通規制課課長補佐（企画・許可）